

改正後	改正前
<p>(登録の拒否)</p> <p>第六条 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は申請書若しくはその添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一〜四 (略)</p> <p>五 浄化槽保守点検業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの</p> <p>六・七 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(登録の拒否)</p> <p>第六条 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は申請書若しくはその添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一〜四 (略)</p> <p>五 浄化槽保守点検業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの</p> <p>六・七 (略)</p> <p>2 (略)</p>